

少年団体運営助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 少年団体の適切な活動を促進するため、予算の範囲内において少年団体運営助成金(以下「助成金」をいう。)を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、岡山市補助金等交付規則(昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。)に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、規則で使用する用語の例による。

(補助事業者)

第3条 補助事業者は、その運営がボーイスカウト日本連盟規定、ガールスカウト日本連盟規定、又は岡山県FOS少年団体連盟規約に準拠し、設置を認められた少年団体とする。

(助成対象経費)

第4条 助成金の実施に際し支出される経費のうち、助成金の交付の額の算定に当たって対象となる経費は、少年団体の運営に関する事業に要する経費とする。

(助成金額)

第5条 助成金の額は、1単位団体当たり年額4,000円に、当該単位団体に所属する団員の数に50円を乗じて得た金額を加えた額とする。

(交付の申請)

第6条 規則第5条第1項に規定する書類は、次のとおりとする。

- (1) 会則(初めて申請するとき又は会則の変更があったとき)
- (2) 団員名簿

(義務)

第7条 助成金の交付を受けた少年団体は、次の各号に該当する場合には、岡山市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に報告しなければならない。

- (1) 会則を改正したとき。
- (2) 団員数が著しく減少したとき。
- (3) 責任者の変更があったとき。

(4) 解散したとき。

(助成金の完了前交付)

第 8 条 規則第 19 条第 1 項ただし書の規定により，同条第 2 項に定める補助金等交付請求書の提出があった場合であって，教育委員会が事業を実施するに当たり必要と認めるときには，補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を交付するものとする。

(委任)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか，この要綱の実施に関し必要な事項は，教育委員会
が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は，平成 14 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 少年団体運営助成金交付要綱（昭和 53 年 12 月施行）は，廃止する。

附 則

この要綱は，平成 17 年 8 月 12 日から施行する。

附 則

この要綱は，平成 23 年 6 月 8 日から施行する。